

《注意》あなたの土地が狙われています!!

～不法な土地の埋立てに注意してください～

▼ 土地の不正利用にご注意ください

「良い土で土地を埋め立ててあげます」「一時的に資材置場として土地を貸してほしい」などの話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、建設現場から発生した残土によって不法に土地を埋め立てられる事案が発生しています。このような事案では、事業者が、埋め立ての後に行方が分からなくなることが多く注意が必要です。トラブルに巻き込まれないよう大切な土地は自分で守りましょう。

▼ 残土による不法な埋立てが行われてしまうと…

不法な埋立ての多くは、資力のない事業者などが、残土を適正に処理する費用を免れるために行っています。そのため、一度持ち込まれた残土はそのまま放置され、最終的には土地所有者が撤去費用を負担しなければならないなど、多大な不利益が生じることとなります。

▼ 不法な土地の埋立ての事例

- ① 整地に使える良い土があるとと言われて埋立てをお願いした。埋立ての様子を見に行くと、粗悪な残土が大量に運び込まれ、残土の一部が他人の土地に流出していた。
- ② 事業者から「土地を資材置場として使わせてほしい」と言われて承諾したら、山のように残土が運び込まれた。事業者を確認しようとしたが、連絡が取れなくなった。

▼ 土地を不正利用されないために

- ◎ うまい話があっても乗らない、安易に土地を貸さない。
- ◎ 自分だけで判断せず、家族や知人などに相談する。
- ◎ 契約は工事内容をしっかり理解・確認した上で行う。
- ◎ 頻繁に土地の見回りを行うなど、土地の管理を徹底する。
- ◎ 事業者が必要な許可を受けているかなどを確認し、不審点は市役所に相談する。



※ 水戸市内で土地の埋立て、盛土及び堆積（埋立て等）を行う場合には、

「水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」による水戸市長の許可
や「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」による茨城県知事の
許可または届出が必要です。

不審な土地の埋立て等を見かけた場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】 水戸市役所 廃棄物対策課 不法投棄対策室

電話：029-350-8035（直通） 受付時間：平日 8時30分～17時15分